

速記録

丹生ダム建設事業の関係地方公共団体から
なる検討の場（第1回及び第5回幹事会）

日 時 平成26年1月16日（木）

午後 3時00分 開会

午後 4時32分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館第1別館2階 大会議室

○近畿地方整備局 河川部 河川調査官

時間の前でございますけれども傍聴の皆様にお願いがございます。携帯電話の電源をお切り頂くか、またはマナーモードに設定をお願い致します。

また、会議中における発言は認められておりませんので、ご発言されないよう会議の進行にご協力のほど、よろしくお願い致します。なお、会議の進行に支障を来す行為等があった場合につきましては退席をお願いする場合がございますので、事前にご了承のほど、よろしくお願い致します。

また、報道関係の方々にお願いがございます。カメラ撮影等は冒頭部分のみとさせていただきますので、こちらについてもご了承のほど、よろしくお願い致します。

では、お時間までお待ちください。

[午後 3時00分 開会]

開 会

○近畿地方整備局 河川部 河川調査官

本日は、皆様方ご多忙の中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。これより第1回丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び第5回幹事会を開催致します。

始めに、検討主体である国土交通省近畿地方整備局の〇〇から挨拶を申し上げます。

1. 挨拶

○近畿地方整備局長

近畿地方整備局長の〇〇でございます。本日は大変お忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。また、本日ご参集の皆様方におかれましては、平素から近畿地方整備局所管業務の推進に当たりまして、ご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

さて、ダム事業の検証につきましては、平成22年9月に国土交通大臣の指示に基づきまして、本体工事に入っているダム等は除きまして全国のすべてのダム事業を対象に始まったものでございます。丹生ダム建設事業につきましても平成23年1月より検証の検討を進めているところでございます。本日までに4回の検討の場の幹事会をやらせて頂きま

した。前回の丹生ダム建設事業の幹事会では、丹生ダム建設事業の3つの目的につきまして、それぞれの評価を提示させて頂き、それらに対するご理解を頂いたところでございます。

本日は、これまでの幹事会のご議論をもとに致しまして、総合的な評価を作成しましたので、それについてご意見を頂くため、検討の場の第1回と第5回の幹事会を兼ねて開催させて頂きました。皆様のご意見を頂きまして、できる限り早くこの検証作業を進めて、丹生ダム建設事業の対応方針案をまとめていきたいと考えております。

本日は、私ども検討主体が対応方針案をまとめていく上で大変重要な機会と考えておりますので、お示し致します総合的な評価の案に関しまして、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○近畿地方整備局 河川部 河川調査官

引き続きまして、同じく検討主体である独立行政法人水資源機構の〇〇理事長よりご挨拶頂きます。

○水資源機構 理事長

皆様こんにちは。独立行政法人水資源機構理事長の〇〇でございます。本日は、丹生ダム建設事業の第1回検討の場にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また日頃から水資源機構事業に対しまして多大なご理解とご支援を賜っております。お礼を申し上げます。

これまで近畿地方整備局とともに、皆様のご意見を賜りながら、予断なくダム検証を進めてきたところでございます。先ほどの近畿地方整備局長の挨拶にもありましたように、今回の検討の場では今までの幹事会の議論を踏まえて総合的な評価を行うこととなっております。皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせて頂きます。よろしくお願い致します。

○近畿地方整備局 河川部 河川調査官

続きまして、本日の出席者をご紹介させて頂きます。検討の場の構成員の方々を席順に向かって左手側よりご紹介させて頂きます。

兵庫県知事代理、理事 〇〇様。

○兵庫県知事代理

よろしくお願い致します。

- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
大阪府知事代理、都市整備部 技監 ○○様。
- 大阪府知事代理
よろしくお願ひ致します。
- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
京都府知事代理、建設交通部 理事 ○○様。
- 京都府知事代理
よろしくお願ひ致します。
- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
滋賀県知事、○○様。
- 滋賀県知事
本日は、よろしくお願ひ致します。
- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
京都市長代理、建設局 水と緑環境部長 ○○様。
- 京都市長代理
よろしくお願ひ致します。
- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
長浜市長、○○様。
- 長浜市長
よろしくお願ひ致します。
- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
守口市長代理、下水道部長 渡辺様。
- 守口市長代理
よろしくお願ひ致します。
- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
独立行政法人水資源機構理事長、○○様。
- 水資源機構 理事長
よろしくお願ひ致します。
- 近畿地方整備局 河川部 河川調査官
国土交通省近畿地方整備局長、○○。

○近畿地方整備局長

よろしくお願い致します。

○近畿地方整備局 河川部 河川調査官

幹事会の構成員の皆様におかれましては、資料として付けております出席者名簿をもって、ご紹介に代えさせて頂きたいと思っております。ご了承のほどお願い致します。

ここで、報道関係の方々にお願いがございます。撮影は以上までとさせて頂きまますので、以後の撮影はご遠慮をお願い致します。

説明に入ります前に、お配りしている資料の確認をさせて頂きます。お手元の資料、まず議事次第、座席表、出席者名簿、規約がございます。そして、資料と致しまして、1から9がございます。A3とA4がばらけてございますけれども、まず資料-1「丹生ダム建設事業の概要」、資料-2「丹生ダム建設事業の検証に係る検討状況」、資料-3「治水対策案を評価軸ごとに評価」、資料-4「治水対策案の総合評価（案）」、資料-5「流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価」、資料-6「流水の正常な機能の維持対策案の総合評価（案）」、資料-7「異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価」、資料-8「異常渇水時の緊急水の補給対策案の総合評価（案）」、資料-9「検証対象ダムの総合的な評価（案）」でございます。その後ろに、参考資料1から6まで束ねてございます。

以上が資料でございます。もし資料に不足等ございましたら、お知らせ頂ければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの進行につきましては、検討の場の規約に基づきまして、〇〇局長よろしくお願い致します。

2. 丹生ダム建設事業の概要

3. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討状況

○近畿地方整備局長

それでは議事に従いまして、まず議事次第の「2. 丹生ダム建設事業の概要」と、「3. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討状況」につきまして事務局から説明をお願い致します。

○近畿地方整備局 河川部 広域水管理官

それでは広域水管理官の〇〇でございます。よろしくお願い致します。座って進めさせて頂きまます。

資料－１をご覧下さい。A4横のものでございます。まず「丹生ダム建設事業の概要」でございまして、開いて頂きまして1ページでございまして、皆さんご存じだと思いますが、琵琶湖の北部、姉川・高時川流域に丹生ダムの建設を計画してございまして、流域面積は、370平方キロメートルということでございます。

続きまして2ページでございまして、事業の概要でございましてけれども、当初の実施計画、第1回変更と書いてございましてけれども、これは工期の変更ということございまして、目的と致しましては、洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水ということで、ダムの型式はロックフィル、堤高は145m、総貯水容量が1億5000万m³というダムで計画されてございまして、横を見て頂きまして、河川整備計画の位置付けでございまして、平成21年3月に河川整備計画で位置付けられてございまして、天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るために、洪水調節施設によって対策を講ずることが有効であると。丹生ダムにつきましては、ダム型式の最適案を総合的に評価するための調査検討を行うと書いてございまして、それと、渇水対策容量を確保する方法については、丹生ダムで確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するため調査・検討を行うとございまして。

その下にありますのが、その2つのダムのA案、B案ということで、次のページに詳しく述べてございまして、3ページをご覧下さい。渇水対策容量を丹生ダムに確保する案としまして、洪水調節、流水の正常な機能の維持、それから異常渇水時の緊急水の補給の目的でロックフィルダムとして考えておりますのがA案でございまして、それからB案でございましてけれども、渇水対策容量を琵琶湖に確保する案でございまして、姉川・高時川の洪水調節、それから琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節、それと、異常渇水時の緊急水の補給のための容量ということで、これは丹生ダムではなく琵琶湖に確保することとしているとございまして、これが下に書いてございましてコンクリートダムで考えてございまして、それがA案、B案の違いでございまして。

続きまして4ページでございまして、丹生ダム建設事業の経緯ということ、読ませて頂きます。

丹生ダムは、昭和43年にダム建設の可能性を検討するための調査を開始し、昭和63年には建設事業に着手しております。その後、利水者が大阪府（現大阪広域水道企業団）、京都府、阪神水道企業団に確定したことで、平成4年、洪水調節、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給含む）及び水道の目的をあわせた多目的ダムとして基本計

画が告示されました。その後、事業は水資源開発公団（現水資源機構）に承継され、付替道路等の工事が進められております。

ダム建設には、当初より地元の根強い反対運動もございましたが、苦渋の決断の下でダム建設を受け入れて頂きました。平成5年には、近畿地方整備局と丹生ダム対策委員会との間で損失補償基準が妥結され、平成8年には全ての対象家屋等の移転が完了してございます。

その後、各利水者の水需給計画が見直されまして、新規利水は全量撤退の方向となり、平成21年の「淀川水系における水資源開発基本計画」において丹生ダムの新規供給施設の位置付けは無くなってございます。淀川水系河川整備計画では、「（洪水調整と異常渇水時の緊急水の補給の）最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う」ということで、先ほど述べたものでございます。

ここに至るまでに45年を要しております。このような長期にわたる社会的経緯を持つ丹生ダム建設事業についての検証を進めてきたところであります。

引き続き経緯でございます。次のページを見て頂きまして、年表でございます。昭和43年10月に予備調査を開始となってございます。それから、平成4年4月に丹生ダム建設に関する基本計画の告示を行ってございます。平成5年8月には補償基準の妥結・調印ということでございます。平成8年12月には、家屋等の移転が40戸すべて完了ということでございます。次のページを見て頂きまして、平成17年7月でございます。整備局から「淀川水系5ダムの方針」ということで、「利水者は全量撤退の見込み」ということを公表してございます。平成21年3月でございますけれども、河川整備計画を策定したということ。それから、平成21年4月には、淀川水系における水資源開発基本計画が閣議決定されるということでございます。平成21年12月でございますけれども、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」ということで、丹生ダムが今回の検証対象ダムになったということでございます。平成22年9月でございますけれども、このダム検証について具体的に指示がありました。それがスタートとなってございます。平成23年1月、本検討の場でございますけれども、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置してございます。以下、幹事会を4回開催してございまして、直近では去年の9月に第4回、それで、今日を迎えたということになってございます。

続きまして、資料-2「丹生ダム建設事業の検証に係る検討状況」でございます。1ページをご覧ください。検証の進め方ということでもあります。この例示は、青囲いのところを

見て頂きますと、洪水調節の例となつてございますけれども、各々3つの目的、洪水調節、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給という3つのものを検討したものでございます。今回、この検討の場でお示し致しますのは赤囲いのところでございまして、「治水対策案を評価軸ごとに評価」と、[セ]と書いてございますけれども、「検証対象ダムの総合的な評価」ということでございます。

2ページをご覧ください。検討の場の開催状況でございます。平成23年1月18日に検討の場(第1回幹事会)ということで、規約について、検証に係る検討手順、経緯及び概要などを説明してございます。それから第2回目の検討の場(幹事会)でございますけれども、対策案の検討ということで、3つの目的別に対策案についての立案をしてございます。平成25年3月26日の検討の場(第3回幹事会)でございますけれども、概略評価による対策案の抽出ということで、3つの目的で行ってございます。検討の場(第4回幹事会)、昨年9月でございますけれども、パブリックコメントも行っておりますので、パブリックコメントの結果、それから3つの目的、治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案の評価軸ごとの評価、総合評価(案)を示してございます。それで、一番下の欄でございますけれども、第1回の検討の場及び第5回幹事会ということで、今回の検証対象ダムの総合的な評価を、お示しするというところでございます。

次の3ページを見て頂きますと、目的別の総合評価(案)についてということで、評価結果の概略を述べてございます。治水対策案の総合評価(案)として、洪水調節として有利な案は、次の3案ということで、主に河道の掘削と堤防かさ上げ等の3つの案、コストに大差はございません。3つの案を並列に書かせて頂いています。2つ目の流水の正常な機能の維持対策案の総合評価(案)ということで、最も有利な案は、「水系間導水(余呉湖経由)案」であるとなっております。3つ目、異常渇水時の緊急水の補給対策案の総合評価(案)につきましては、「丹生ダム(B案)」であり、次いで「丹生ダム(A案)」であるという評価をしてございます。

これまでに、幹事会で頂いたご意見ですが、検証を進めるにあたり、ダム案も含めて確実に実行されるということが一番大事であり実現性が重要である。それから、ダム案と代替案のコストについて完成までに要する経費、また維持管理に要する経費については計上されているが、その他の費用として付替道路等の残事業について計上されていない。付替道路以外にも現道の維持管理あるいは買収済みの森林の取り扱いなど、様々な内容が考

えられる。未計上の経費があるならば、それも含めて計上して頂きたいということ。また、地元は中下流域の人々のため、苦渋の決断をしてダムの建設を了解した。このことを十分踏まえて速やかに検討結果を導き出して頂きたい。4つ目でございますけれども、異常渇水時の緊急水の補給においては、計画的な渇水調整や節水対策で対応できるのではないかとわれ、そもそも異常渇水対策についての緊急性が低いと考えているというご意見を頂いてございます。

以上、資料－1、2のご説明をさせていただきました。

○近畿地方整備局長

それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし。)

では、引き続きまして、次の「4. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討の内容」も含めて説明して頂きまして、その後でも結構でございます。ただいまの資料に関するご意見・ご質問等受けたいと思います。よろしくお願い致します。それでは、「4. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討の内容」について、説明をお願い致します。

4. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討の内容

(1) 目的別の評価軸ごとの評価及び総合評価 (案)

○近畿地方整備局 河川部 広域水管理官

それでは議事次第の「4. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討の内容」のうち、「(1) 目的別の評価軸ごとの評価及び総合評価」につきまして説明させていただきます。資料－3、A3の横版を見て頂きたいと思います。評価軸ごとの評価につきましては、先ほどの幹事会のご意見の中でも述べましたけれども、「未計上の中止に伴う費用を計上して評価すべき」というご意見を頂いてございました。しかしながら、具体の実施内容や費用については、関係者の方々と十分な調整が必要であるため、今回の資料においては、ダム本体の地質調査用に設けた横坑の閉塞など、現時点で具体的に算出できるもの以外は、どのようなものが想定されるかについてお示ししてございます。

具体的に説明させていただきますと、資料－3の3ページをご覧ください。これは洪水調節の例でございますけれども、「コスト」の欄がございます。その3つ目に、「その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか」という評価の考え方があります。

【中止に伴う費用】ということで、ダム（A案）、ダム（B案）については、発生致しません、代替案につきましては、中止に伴う費用というものが発生してございます。それにつきまして確実にわかっておりますのが、例えば、「I. 河道改修を中心とした対策案」というところで「対策案I-5」というのがございますが、その【中止に伴う費用】に、先ほど申しました「横杭閉塞等に約6億円」ということで見込んでおります。その下に【その他の留意事項】ということで、「※これらの他に事業地内保全対策や事業地内道路の復旧等が必要であり、実施にあたっては、関係者との調整が必要である。」というように述べてございます。これにつきまして、先ほどご説明したものでございます。想定されるものを具体的に記述させて頂いたとご理解頂きたいと思っております。

これは治水対策案の評価についてでございましたけれども、資料5を見て頂きますと、1ページの下「コスト」のところ、同じような表現をしてございます。代替案に係る分についての記述をさせて頂いてございます。

資料7につきましても、同じように「コスト」のところ、1ページでございませけれども、【中止に伴う費用】ということで、その一番下のところに同じような表現を記載させて頂いてございます。前回お示しした内容に付加させて頂いたということでございます。それに従いまして、各々の総合評価（案）ということで、次は資料4をご覧ください。

資料4を見て頂きますと、目的別の評価というところで、先ほど資料2で説明致しましたけれども、それと同じことになってございまして、総合的な評価（案）は変わらないということございまして、この枠でくくってございませように、この「目的別の総合評価（洪水調節）（案）」ということで、1）、2）、3）とございまして、結果でございますけれども、3）のところ、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1）を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節において有利な案は、河道掘削等を中心とする3つの案という結果でございます。

これは治水でございまして、次に資料6、流水の正常な機能の維持対策案につきましても、1ページを見て頂きますと、総合的な評価というところで、「目的別の総合評価（案）」の中の1）、2）、3）とありまして、3つ目、一番最後の2行でございませけれども、「「コスト」を最も重視することとし、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「水系間導水（余呉湖経由）案」である。」という評価になってございます。それと同様に異常渇水時の緊急水の補給対策案につきましても、資料8をご覧ください。

資料－８の１ページでございます。「目的別の総合評価（案）」ということで、１）、２）、３）とございまして、最も有利な案は、「丹生ダム（Ｂ案）」であり、次いで「丹生ダム（Ａ案）」であるという評価で、変更はございません。

以上、目的別の評価軸ごとの評価、総合評価（案）ということで、３つの目的をご説明させて頂きました。前回とは変更になってございませんということでございます。

（２）検証対象ダムの総合的な評価（案）

○近畿地方整備局 河川部 広域水管理官

続きまして、資料－９でございます。Ａ４横でございます。「検証対象ダムの総合的な評価（案）」ということで、１ページをご覧下さい。先ほど述べましたけれども、目的別の総合評価を行った結果を整理すると以下のとおりとなっております。１）洪水調節について有利な案は、「河道の掘削と堤防のかさ上げ」、または「河道の掘削と輪中堤・宅地のかさ上げ」、または「河道の掘削と輪中堤・宅地のかさ上げと水田等の保全」という３つの案であります。続きまして、２）でございます。流水の正常な機能の維持について最も有利な案です。先ほど言いましたように、「水系間導水（余呉湖経由）案」であるということでございます。それから、３）異常渇水時の緊急水の補給について最も有利な案は、「ダム建設を含む案（Ｂ案）」であり、次いで「ダム建設を含む案（Ａ案）」であるという目的別の総合評価（案）ということになってございます。

続きまして、２ページでございます。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しておりませんので、各目的それぞれの評価結果につきまして、検討の場等における意見を踏まえるとともに、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価を致します。

目的別の総合評価結果では、河川整備計画相当の目標を設定して検討した結果、戦後最大相当の洪水に対する洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、「ダム建設を含む案」は有利とはなりませんでした。

一方、異常渇水時の緊急水の補給の目的につきましては、「ダム建設を含む案（Ｂ案）」が最も有利な案となりましたが、関係府県からは、水需要などの社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いという意見が出されております。

以上より、検証対象ダムの総合的な評価は、「『ダム建設を含む案』は有利ではない」という評価になってございます。

以上、総合的な評価（案）をご説明させて頂きました。

[意見交換]

○近畿地方整備局長

ただいまの全体の説明に関しまして、まず、ご質問等ございましたらお受けしたいと思
います。何かご質問等ございませんでしょうか。

(質問なし。)

よろしいですか。次に、ご意見の途中でまた質問等でも結構ですので。では、ご意見
等ございますでしょうか。まず、地元の長浜市長さん、いかがでしょうか。

○長浜市長

私は、この丹生ダム建設事業の地元でございます長浜市の市長でございます。局長から
も忌憚のない意見ということでございますので、率直に今の思いを申し上げたいと思いま
す。

この資料－9の総合的な評価ということで、「『ダム建設を含む案』は有利ではない」
という説明を今頂きました。率直に言いまして非常にやるせない思いと、そして誠に無念
であるなという思いに尽きます。

私は、今日改めて一つ資料に目を通して持ってきたものがございまして、それはこの資
料にも出ておりますが、昭和59年6月14日、当時は高時川ダムという状態ございま
すが、この「高時川ダム建設事業実施計画調査に関わる基本協定書」、6条からなってお
りまして、その契約者は当時の滋賀県伊香郡余呉町長、そして建設省近畿地方建設局長、
立会人滋賀県知事、4名の方が署名をした基本協定書でございます。もう一つは、調査の
実施に関する協定書。これも3人が署名をされた協定書ございまして、改めて今日の朝、
長浜市役所を出がけにこれを持って参りました。基本協定書6条、そして調査に関する協
定書10条、書かれておりますが、ダム中止を想定した条項は一切ございません。苦渋の
決断と一言で先ほどおっしゃいましたが、恐らくこの昭和59年に締結された、ここに至
るまでの昭和59年6月14日、地元の町長、建設省、そして滋賀県知事。恐らく今日の
この「ダム建設は有利ではない」ということを想定していないと、建設することを前提に
この協定書が結ばれておるわけでございますので、改めて、苦渋の決断と一言で言うので
はなく、何でこれに、協定書にダム建設中止を書いてなかったのか、その思いを、是非
国や県の皆さんは改めて思いをいたして頂きたいと思えます。ダム中止は当時全く想定し
ていないから、この協定書の中に書かれていないのでございます。それを、今日、「有利

ではない」という表現で明示されたわけでございます。

今日は、地元の皆さんも多数ご参加されていますが発言権がございませんので、合併致しまして余呉町は長浜市になっておりますので、皆さんの思いを託して発言をさせていただきます。改めて、当時の基本協定書にはダムを造ることが前提であったということを、国、県は認識をして頂きたい。県知事が立ち会っているわけでございますので。

まず、この丹生ダム建設事業、申し上げますが、これは国や滋賀県、そして下流府県の皆さんから強い要望があつて、どうしても利水・治水の為にこのダムが必要なんだと。決して地元の人が望んだのではなく、むしろ地元の人たちはダム建設反対派だったわけでございます。それこそ、むしろ旗を立てて、先祖伝来の田畑やお墓や、そしてお寺さんが、何よりもこの暮らしが崩壊することに絶対反対と言って立ち上がった。ダム建設反対派であるということを、是非皆さんも理解をいたすべきだと思います。その後、国は、ここにダムを造るしか治水・利水はないんだという。地元の人に聞きますと50回、100回、1000回足を運んだと言うじゃないですか、どうしてもここにつくる必要があると。その決意たるや、皆さんの思いは熱いものがあつたと。従つて地元の皆さんは苦渋の決断をしたということを、もう一度下流の皆さんにもその思いを持って頂きたいという思いでございます。過去の経過を十分に共通認識をする必要があると思います。

そして、この事業計画、事業期間が長期にわたりまして、その間、この公共事業はそのときの為政者の判断によって、そして事業が右に左に動くというものではないと私は思います。居住地を移転して頂くということは、人間どこに住むかというのは、最高に与えられた基本的人権でございます。公共事業のために引っ越しなさいというのは、これは人間の基本的人権を踏みにじる行為であります。それでも水源地の皆さんは下流のために、国のために一大決心をされたのでございます。そのことに国は絶対的な責任を負って頂ける。このことをしっかり認識して頂きたいというふうに思います。

色々検証を頂きました。国が作成された資料をもとに長浜市が試算しましたが、今後の維持管理費も含めて3つの目的別の対策案のコストを合計すれば、ダム建設の方が対策案のトータルコストより安くなるという一例も出てきておりますので、これも是非参考にして頂きたいと思います。

下流府県の方々から、濁水については緊急性が低いとの意見が。これを受けて、「ダム建設が有利ではない」という総合評価を出されたわけでございますが、本来3つの目的を達成するための検証結果であつたはずでございますので、検証のあり方が変わってしまっ

たのではないかと思わざるを得ません。これは、ダム建設事業が人口の多い、雇用の多い下流域の思い一つで大きく左右されていくのでございまして、それに水源地の皆さんが翻弄されたと、そして人生をもかけて大変迷惑を被っているという現状を、皆さんも是非ご理解をして頂きたいと、こういう思いでございまして。

また、国は今日まで、科学的な根拠、技術的な根拠も含めて、四十数年にわたって水源地の皆さんに対しダム建設は必要なんですと、これだけ訴えてきたわけじゃないですか。用地買収やら物件移転補償など含め、進めて、そして平成8年には、そこに暮らしておられた全40戸の水没家屋の移転等が完了した。そして民有地の買収も全て完了した。あとは本体工事だけなんでございまして。このようにダム事業を推進してこられた国は、事業に協力してこられた水源地の皆さんに対して、今日の状況をどのように説明されるのか、これをまずご質問申し上げます。

今日まで丹生ダム建設事業に協力してこられた水源地の皆さんが納得のいかれるまで、40年前、あれだけ精力をかけて建設省は50回、100回、500回と足を運んだあのエネルギーを、是非地元の皆さんが納得を得られるまで丁寧な説明をして、誠心誠意対応して頂きたい。

以上が説明を求めるのと、国の今の気持ちを聞かせてください。

○近畿地方整備局長

はい、ありがとうございます。ただいまの市長さんのご発言、大変重く受け止めたと思います。

丹生ダム建設事業、振り返ってみますと、もともとは淀川流域全体にまたがる広域的な利水、異常渇水対策を中心として、それには姉川・高時川の治水対策を加えた目的を持つダムとして始まりました。しかし、ダム事業が大変長期化する中で、水需要に関する社会経済情勢、これが大きく変化致しまして、そういったことから、利水者の方々のご意向に基づきまして整備目的から利水がなくなりました。また、異常渇水時の緊急水の補給という目的につきましても渇水調整、あるいは節水等によって当面の対応が可能である等々、目的そのものの緊急性が低いとのご意見、これが関係府県から出されまして、「『ダム建設を含む案』は有利である」とすることは極めて難しい状況となりました。

そのような状況ではございますが、今、市長さんからお話がありました、昭和43年の調査開始以来、移転されました方々をはじめとする地元の関係者の皆様には本当に苦渋の決断をして頂きました。また、さまざまなご苦勞をおかけしながらご協力頂いて参りま

した。我々検討主体と致しましても、今後とも地元の皆様には、丁寧に、丁寧に説明し、そして十分にお話をお伺いしていく必要があると、このように考えております。

○長浜市長

今、局長がおっしゃって頂きましたが、どうぞ地元の人に対しては、誠心誠意、あのダムを造らないかと、あの時のあのエネルギーに増すエネルギーで地元の皆さんに丁寧な説明と、そしてどうぞご理解頂くように対応してほしい。これを重ねて、長浜市長としてお願い等申し上げておきますので、くれぐれもよろしくお願い致します。

それともう一つでございますが、最近、降雨時に長く続くことによって、この丹生ダムにつながります高時川の濁り水が、見てますと相当濁って参りました。これは、この上流で手入れが出来ていない広大なダム事業用地、その奥にあるこの山林の持つ機能が完全に崩壊している状況が、この水の汚れで解るんでございます。治水に対する安全が相当低下してしまった。こうした状況で、水源地の皆さんは大変危惧しておられるんでございます。高時川の中流や下流部では、上流からの土砂流出によりまして河床が非常に高くなって参りました。従って、典型的な天井川になってしまいました。高時川の中下流部の皆さんから、直ちに治水対策をして欲しいというふうにおっしゃっております。大きな声が届いているんでございます。

これまでダムが出来るということで高時川の河川整備については、計画はもとより、ほとんど手つかずの状態であるというのが現状でございます。こういうことから、長浜市としましては、このダム建設にかわる治水対策やら流水の正常な機能の維持対策に対して、これまでダム事業を進めてこられた国が全責任を持って実施をして頂きたいと、こういう思いでございますので、これについて国土交通省の考えを示して頂きたい。

○近畿地方整備局長

知事さん、何かございますでしょうか。

○滋賀県知事

はい、滋賀県知事でございます。

まず、今回この場において、私ども、実は上下流の知事で平成22年8月に井戸知事、当時の橋下知事、また山田知事に現場をご覧頂きまして、昭和43年以来いつまでも放置をなさっておられたら地元としては大変であるということで、当時知事が直接丹生ダム建設用地に足を運んで頂いて、それで下流としての責任を言及等されました。つまり、利水、あるいは渇水対策、下流から求められた事業でございます。

その一つのお答えが、平成22年8月に四知事から、早く国として方針を出して頂きたいをお願いをしました。その一つのお答えが今日のこの会議であろうと思います。〇〇整備局長様も大変重要な会議だと言及下さいました。その場に直接首長の皆さんが、ご事情があったにしろ出て下さってないということは、私は一抹の寂しさを覚えております。と申しますのも、先ほど来、長浜市長がおっしゃっておられますように、昭和43年から足かけ46年にわたりこのダム建設で翻弄されたのが旧余呉町、そして長浜市でございます。本日も、ダム対策関係の皆さんお越しでございます。45年といいますと30歳の方は75歳になっている。人生全てもうこのダムの問題で翻弄され、そして40戸の皆さんは、ふるさとを捨てて移住したというところでございます。そういう中で、長浜市長また地元の皆さんのやるせない思い、無念というところを共有をしているということ、まず述べさせていただきます。

そういう中で、治水対策についての経過でございますけれども。そもそも、洪水調節目的を含む国直轄の多目的ダムとして計画されたダムがありましたので、その高時川、姉川の治水対策、県としても大変出遅れてしまったわけでございます。この間、ダム事業が長期化する中で、社会経済情勢が大きく変わり、利水者が全量撤退、また異常洪水対策についても本日の総合的な評価の中に、緊急性が低下しているという意見が出されております。

一方、近年全国各地で異常豪雨による大水害が発生しております。たちまち昨年9月15、16日の台風18号では、全国で初めて特別警報が、滋賀、京都、福井に出されました。一部では2日間で600ミリを超える豪雨ということで戦後最大級の豪雨となり、大変重大な被害が発生を致しました。治水対策の必要性は益々高まっております。

特に、この高時川の中下流部ですけれども、典型的な天井川であります。天井川というのは、洪水により堤防が決壊すると甚大な被害が生ずる恐れがありますことから、これまで丹生ダムによる洪水調節で対処することとしており、治水安全度は低いままとなっております。この間、滋賀県としては独自に、ハード、ソフト一体となった流域治水政策を進めて参りました。ここでは、いかなる洪水であっても命を守るということを最大目的として流域治水政策を進めて参りました。その中では、一級河川だけではなく、小河川、農業用水路、下水道、あらゆる水の出る要因をまとめ、そして、地形がそもそも低いところについては、水が溜まりがちだということで、これを全て総合的にまとめて「地先の安全度マップ」として作り公表して参りました。全国で初めての試みということで、県の職員独自に土木学会の賞も頂いて、この「地先の安全度マップ」を公表して参りました。ただい

ま、これは長浜市の「地先の安全度マップ（浸水深図）」を200年確率というところでお配りをさせて頂きました。実は、この200年確率、なぜ選んだかというところ、500年、1000年にしても、被害はこれ以上余り大きくならないというところで、最悪の事態ということを想定したものでございます。実績洪水ではなく想定浸水でございます。特にこの中で、姉川・高時川の合流地点では水害リスクが高い地域があることが明らかになっております。早急に治水対策を進めなければなりません。

このことから、国が進めて参りました丹生ダム建設事業、国の判断で中止なさるとするならば、ダムに代わる治水対策として、姉川・高時川の河川改修は国の直轄事業として実施して頂きたいというのが私どもの今の考えでございます。ご意見をお願い致します。

○近畿地方整備局長

ただいま知事さんのほうから直轄でというお話がございましたが、実は、姉川・高時川の河川改修につきましては、元々指定区間として河川管理を担っておられます滋賀県さんにおいて、我々は滋賀県さんが実施されるものであると考えております。

知事さんがおっしゃるように、この姉川・高時川流域の治水対策の緊急性は非常に高いものであると、そこはよく認識はさせて頂いております。しかし、一方で申し上げにくいんですが、現行の制度上、この丹生ダム建設事業に代わる治水対策として、姉川・高時川の河川改修事業を国の直轄事業として実施することは難しいというふうに考えております。

○滋賀県知事

私、よろしいでしょうか。

この治水対策の必要性ということは、国のほうでご理解を頂いたということでございますけれども。実は、滋賀県内にこれまでダムに関わる事業ということで、ダムの建設事業の中止に伴う代替対策として河川改修とともにダム事業に協力し、特に水没移転等で多大な影響を受けてきた地元に対する影響緩和対策は、県として責任を持って事業主体として主体的に関わって参りました。その義務があると思っております。

具体的には、県営の彦根から多賀町の芹谷ダム、また安曇川、高島市の北川ダムを中止致しましたが、それに伴う代替対策としては、河川改修と、それから地元への対応については、事業主体である県が責任を持って行っております。特に、ダム建設は長く期間がかかりますと地元に変な大きな影響を及ぼしております。休止によって影響を受けてしまう地域の地域振興、高齢化が進み若い人がいなくなるというそういうような形での地域振興など、ダム建設で水没が予定されていたことで立ち遅れた社会資本の整備など、地域に

対する対応、地域の合意の下で、十分に行って参りました。私は、常々、政治というのは法に則り、利に則るだけではなく、情に則るというところも必要だということで、芹谷ダム、北川ダムについては、それまでのいわば手続、あるいはそれまでの規則にプラスして、住民の皆さんが納得出来るような事業を県の責任でやって参りました。このあたり、本日も旧余呉の団体の皆様がお越しでありますけれども、この情に則る、地元の皆さんが納得出来る、そのような対応というところで、整備局のほうのご意見はいかがでしょうか。

○長浜市長

長浜市としては、この河川整備事業は、是非国で実施をして頂きたいという考えでございます。

局長から、今お聞きしていますと、今の段階では国にそういう制度や仕組みはないというので、仕組みの制約があるということが出来ないということでもございましたが。私は、この際、新たに必要となる制度・仕組みを作って頂けないのかという提案でございます。その理由は、これは私、前代未聞のことが起きていると受け止めていますのは、国が余呉の丹生の地域にダムが要るんですと。これだけ声をからして資料を出されて住民の合意を取った。そして、四十数年の時を経て、ダムは不要なんですと。国が大きな政策変更をしようとするわけでございますから、私には、それに見合うことを誠心誠意、国が望むということであれば、この前代未聞のことに対して新たな仕組みを作って地域の住民の皆さんに安心してもらえないかと。国が責任を持ってやって頂くということを肝に命じてほしい。このことについてお答え頂けないでしょうか。新たな制度・仕組みを作ったらいけないですか。

○近畿地方整備局長

大変申し上げにくいんですけど、現状におきましては新たな制度・仕組みを、不可能とは言いませんが、非常に難しいということでもございます。やはり一番現実的な、一番早く地元が進む案というのは、やはり現在河川管理を担っておられます滋賀県さんのほうで整備を進めて頂く、それが一番現実的だと考えております。

○長浜市長

重ねてでございますが、是非誠心誠意地元の皆さんに対応して頂くということであれば、私は、国が造ると言っていたのを国が造らないと言った第1号でございますから、こんなことが2つ、3つ続くということはありません。最初で最後の例にしてもらわないといけません。重ねて、国が責任を持って河川を整備するということを実行して頂き

たいと思います。

現行制度でいくと、滋賀県が主体的にやるということでした。長浜市が一番恐れるのは、滋賀県と国が押し合いへし合いして、お互いがボールを投げ合って、そして地元の人が餌食になってしまうということがあっては絶対ならんと思っているわけですので。従って、国と県が全責任を持ってやるということを明確にして頂いて、そして、それを担保するものをご提案頂く。国と県が全責任を持ってやるということを明示して頂かなければ、今日の、この「有利ではない」ということを到底承服出来ないというのが、地元の思い、感情であります。

○近畿地方整備局長

整備局ももちろん今までいろいろ地元の方にご負担、ご苦勞をおかけしてきたということでございますので、誠心誠意、滋賀県さんと一緒になって地元の治水対策がうまくいくように努力をして参りたいと考えております。とにかく、調整ですね、調整は整備局が主体となって行って参りたいと考えております。

ただ、そうは言いつつも、やはり現行制度から言いますと、姉川・高時川の河川改修は、先ほど申し上げましたように指定区間として現在管理を担っております滋賀県さんのほうで実施して頂くものであると考えております。また、丹生ダムの建設事業の中止に伴って新たに河川改修事業となって参りますので、そういうところについては、誠心誠意、我々もご支援して参りたいというふうに考えております。

知事さん、いかがでしょうか。

○滋賀県知事

誠心誠意ご支援ということの、少し突っ込んで頂きたいと思っておりますけれども。

実は、滋賀県は県管理の河川が2200kmを超えて504河川ございます。県としても河川整備、一生懸命毎年数十億を投入しておりますけれども、ともかく県管理の河川が多く、なかなかそれぞれの地域の皆さんに、「おっ、県はよくやっているな」ということを言って頂けない。維持管理が不足している、あるいは河川改修が進まないということで、大変厳しいご要望を頂いております。予算的にも大変厳しいところですが、先ほど申し上げておりますように、姉川・高時川の中下流部は、典型的な天井川で、治水安全度は低いままでございます。特に、今回もこの地先の安全度で赤く出ているところには、800戸ほどの住居がございますので、たちまち人命に関わることでございます。早急に県としても、治水対策を進めなければならないと思っておりますが、これまでの河川整備、

他の河川にいわば支障が出るようなことになると、なかなかすぐということが難しいところでございます。是非とも姉川・高時川の河川改修については、国として最大の支援、どんなふうな支援を頂けるのか、ここでお約束をある程度して頂けたら幸いです。

○近畿地方整備局長

確かに、丹生ダムは建設事業中止によりまして新たに今河川改修事業を立ち上げるということになります。従いまして、滋賀県さんが実施されます姉川・高時川の河川改修事業が促進されますよう、交付金等の手続のご相談もさせていただきますし、出来る限りの様々な工夫をしてご支援していきたいと考えております。

○滋賀県知事

交付金の手続などの相談ということも具体的に言って頂きました。うち、今日も土木部長はじめ担当が来ておりますので、私が直接その事務をやる場所ではございませんので、是非事務的にスムーズに、この云わば補助河川事業として決定頂けるような形でのご支援をお願いしたいと思います。

併せて、県と致しましては、今、河川整備計画を中長期河川というところで20年かけてやろうとしておりますけれども、ここについては、できるだけ早く進める必要があると思いますので時期的なことについてもご配慮頂けるでしょうか。いかがでしょうか。

○近畿地方整備局長

もちろん、県のほうで対応されます河川整備計画の策定、これにあたりましては、様々なご支援をして参りたいというふうに考えております。

○滋賀県知事

今日、担当も来ておりますので、私どもはここ、まさに昭和40年代以降、かなり出遅れてしまったのが高時川・姉川でございますので、県としては国の応援を頂きながら、河川改修に努めていきたいと思っております。

併せて、今日のコストの中にもございましたけれども、県民の皆さんへの説明としては、ダムで高時川の対応をしたときに、県の負担がどれくらいになるのか、河川改修がどれくらいになるのか。今のところの、例えばダムでやった場合も県の負担は3割必要ですから、その額と比べると、この河川改修のほうがコスト的にもかなり有利だという判断をしておりますけれども。その辺の数値もまた確実にお出しを頂いて、今のところ大体、ダムの場合の県費負担と河川改修のときの県費負担で、半分程度、河川改修のほうが有利かとも思

っているんですけども、そのあたりの正確な数字も、またお出し頂けましたら幸いです。県としても県民への納税者への説明というところで、そこもしていきたいと思っております。

○長浜市長

長浜市としては再度申し上げます。実は、この高時川は去年大洪水の結果、その下流の周辺地域の皆さんに2回にわたって避難勧告をして一時避難をして頂くと。高時川がもう決壊するのではないかという事態でございました。

それも、これも、滋賀県は高時川・姉川の河川整備計画が作れないと、その理由は、国が丹生ダムを造るか造らないかによって大幅に手法が違って来ると、従って整備計画が出来ないんだし、いわんや抜本改修も出来ないんですというのが滋賀県のお立場でございましたし、県民の皆さんもそれを信じておるわけでございます。で、その結果、大洪水のために避難勧告を市が出して、市民の皆さんが公民館に避難していかないといけないという現状が発生しております。

長浜市としては、再度となりますが、新しい仕組みは作れないんだという局長のお答えでございますが、一つ、新しい仕組みを作っても、国土交通省はこの前代未聞の、造ると言ったダムを造らないということを今回おやりになるわけでございますから、是非、誠心誠意、新しい仕組みを作っても地域の皆さんに責任を持って対応していくという気持ちを持って頂きたい。その上に立って、滋賀県が整備を実施されるということを主張されるのであれば、今、知事とのやりとりもございましたけど、国は滋賀県に対して確実な支援をして頂きたいと、新たな制度や仕組みを作ってもきちっと地元の皆さんに対応するという気概で、滋賀県に対してしっかりと支援をして頂きたいと。十分な支援を滋賀県にしてほしいと、その気概を持ってほしいと、重ねてお願い申し上げます。

○近畿地方整備局長

繰り返しになりますが、滋賀県さんに対して出来る限りのご支援はして参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○滋賀県知事

はい。今日も地元の方がお見えですので、ここで改めて、県として責任を持って河川整備計画を国の支援のもと作らせて頂き、速やかな河川改修にかからせて頂きたいと思えます。

それから、このダムの現場を見ますと、地元対応ですけども400ヘクタールほどの

貯水池用地もございませぬ。また、道路もそのまま放置されておりますので、長浜市長さんも随分そのあたりご懸念と思ひますので、そこのところも、是非長浜市さんからの状況のご報告が必要だと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○長浜市長

この丹生ダム事業の予定地でございませぬが、相当荒廃をしていふのが現状でございませぬ。事業予定地内の県道・市道・林道は、水没するといふことが前提でございませぬので一切手をつけておりませぬから維持管理が出来ておりませぬ。従つて、現在ではもう使用できないといふ荒廃状態でございませぬ。このために、水源地の皆さんは自分の所有地の管理すら容易に行けない、こゝういふ状況でございませぬので水没予定地内の森林は買収後20年放置されて荒廃してありませぬ。そして、森林としての機能が大きく低下していふのが荒廃した現状でございませぬ。

このことから、この買収地の奥では山林の崩壊によつてこの河道が閉鎖して、民有地への被害も発生していふのも現状でございませぬ。従つて、国は事業用地であるこの所有森林に関して、是非機能回復を図る対策をしっかりとつて頂きたいと。今後の維持管理もあわせてしっかりとつて頂きたいと。

また、水没しないとなれば、現在の道を利用するといふことになるんでございませぬが、現状は非常に危険で実際は通行もできない箇所もございませぬして、水源地の皆さんが所有する森林を管理するためにも、十分安全な道として整えてほしいといふ思ひでございませぬ。

国は、しっかりとこの地元の丹生ダム対策委員会の皆さんの意向を、まずしっかりと酌み取つて頂いて、そして、これまで水源地の皆さんと約束してこられたことも含めて、地元の振興策など、これらについて、地元対応について十分な対応をして頂きたいといふ要請でございませぬ。

○滋賀県知事

一言。この、そもそも丹生ダム水源地の持つていふ水源機能、また生物多様性といふところから一言コメントさせて頂きたいと思ひます。

今日も大阪へ来ると全く雪がないんですけれども、長浜、余呉、今年はまだ余り多くないんですけれども、時として4メートル、5メートル、大変な豪雪地帯でございませぬ。実は、日本中の水資源を見てみますと、西日本の場合に冬場貯水池の水が枯れてしまふ。しかし、琵琶湖の場合には、この水源地に豪雪地帯があるがゆえに年中安定した水を供給させてもらえ、この京都・大阪・兵庫、2450万人の皆さんに水源としてご活用頂いてい

るわけでございます。

そして、この水源地の、そもそも今回この基本協定を見せて頂くと、昭和59年というのが大変示唆的だと思います。私も当時既に琵琶湖研究所の研究者として余呉の地元など調査させて頂きましたけれども、38豪雪、56豪雪、59豪雪というものがあり、それで、このダムによる移転ということを地元もご納得頂いたんだろうと思います。

そういう中でいろいろ調べてみますと、この丹生ダムの貯水池用地周辺は、西日本最大級のトチの木の巨木林、それこそ胸高直径が数メートルあるようなトチの木の巨木林、またブナ林、それからユキツバキの大変貴重な群落もございます。こういうところで、是非この貴重な自然が残る水源というのは適切に保全される必要があると思っております。

また、2点目は道路の問題でございます。今、市長が言及くださいましたように、道路が今全く通れない状態がございますので、林道機能などの確保を地元は要望なさっておりますので、この特段の配慮をお願いをしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、先ほども申し上げましたが、ダム水源地域に対して様々なご負担を与えてきた、そこに対して、是非とも、整備局だけではなくて下流地域の皆さんも、そのあたりへの配慮を何らかの形でして頂けたらと思っております。実は、今日、下流の首長の皆さん、お越しではないですけれども、関西広域連合の中では、首長会議というのがございますので、この1月23日にもございます。そのところでも本日のこの経過などはお知らせをさせて頂きたいと思っております。

○近畿地方整備局長

今、その地元の課題、ご指摘でございましたが、地元の方々には本当に丁寧にご説明して、地元の意向につきましても十分にお話をお伺いしていく必要があるというふうに考えております。丹生ダム建設事業の中止に伴って必要となります地元対応の事業につきましては、地元にご了解頂けるまで、整備局が主体となって調整を行うよう最大限努力して参りたいと、また滋賀県さん、長浜市さんとも十分にご相談していきたいというふうに考えております。

○長浜市長

今の局長の言葉を是非信じさせて頂きたい。それには、おっしゃったことをしっかりと実行して頂くということに尽きると思います。この国営のダム建設事業で集団移転、全戸を移転させる、そして全戸の移転完了後に建設事業が中止となる事例は、私は最初で最後にして頂きたいと思っております。これを、もし地元の声も酌み取らずに国土交通省が非常に不

誠実な対応をすれば、恐らく私は日本国に二度とダム建設事業というのは叶わないだろうと思います。それは、まさに国土交通行政に対して、行政不信が発生するという事に尽きるんだろうと思います。

従って、そういうことのないように、まず、今日見えております丹生ダムの対策委員会の皆さんの声をしっかり酌み取って頂きたい。そして、国民の皆さんからもこのダム建設事業に対して行政不信を決して抱かれないように、誠心誠意、血の通った対応をして頂いて、なるほどこれはしっかりと対応したなど、国民の皆さんからも丹生ダム対策委員会の皆さんからも評価されるような地元対応を期待して、重ねて要請をしておきますのでよろしくお願い致します。

○近畿地方整備局長

ご出席の皆様方、その他のご意見はございませんでしょうか。

○滋賀県知事

重ねてでございますけれども、私のほうからも、今の長浜市長の思い、願いを、国としてもしっかりと受け止めて頂きたいと思います。

あわせて、下流の皆さんにも、こういうことが起きているんだということを是非知って頂いて、自分たちが四六時中、ある意味で、まあ、水を濁水。実は明治28年に大阪市営水道が始まってから、本当に安定的に琵琶湖は水を供給させて頂き、そして治水上の効果も発揮させて頂いているわけでございますので、このあたりは、是非とも下流の皆さんにも、その事実を府県民・市民の皆さんにお知らせ頂いて、関西全体で琵琶湖の価値、また水源地の価値、特に今回の豪雪地帯であるがゆえに大変ご苦労頂いているところに対して、日常的な思いを寄せて頂けたらと思います。

私どもは、あえて上流からその恩を売るというわけではございませんけれども、上流は下流を思い、下流は上流に感謝するという、そういう関係が上下流で出来たらありがたいと思っておりますので、一言、蛇足ながら付け加えさせて頂きます。

○大阪府知事代理

大阪府でございます。

治水対策上の大阪の安全・安心でありますとか、府民の命の水を支えて頂いているのは、琵琶湖・淀川であると思っております。河川管理者をはじめ、上流水源地域の皆様は深く感謝申し上げる次第です。従いまして、今、〇〇知事がおっしゃいましたように、今後の対応につきましては広い意味での琵琶湖の保全、それから淀川の今後の未来に向けての議

論というのは、当然下流としても参画をさせて頂きたいというふうに思います。

しかしながら、丹生ダム固有の問題に限って申しますと、治水対策と流水の保全に関する事項については、これはちょっと大阪のほうからはあまりご意見申し上げにくいところがございますが、異常渇水対策について申しますと、やはり社会情勢とかライフスタイルの変化を考えますと、緊急性・必要性という点で乏しいのではないかというふうに思っております。

総合評価という視点でいくと、治水対策については大阪府が、その姉川・高時川の対策まで物を申してよいかどうかちょっとそこは控えさせて頂きたいと思っておりますけれども、異常渇水対策については、必要性・緊急性は乏しいというふうに思っております。

それから、仮にダムが中止になった後の対応でございますけれども、水源地域の土地の問題でありますとか、付替道路、その他のさまざまな課題があるかと思っております。大阪府においても府の事業ではございますけれども、ダムを中止した苦労の経験もございます。従いまして、水源地域の皆様のご心情、非常に厳しい、辛いものがあるというのはお察し申し上げますところであります。これに対応するために、先ほど来、ご議論があったとおりでと思います。誠心誠意対応するしかございません。

私ども大阪府におきましても、かつては利水に参画をさせて頂いていたという経緯もございますし、これから道路の復旧ですとか、事業予定地の保全について調整の場に参画をさせて頂きたいと思っております。

○近畿地方整備局長

京都府さん、いかがでしょうか。

○京都府知事代理

京都府と致しましても、先ほど来からお話ございましたけれども、やはり琵琶湖のその恩恵を深く受けておりまして、そういった意味で深く感謝申し上げたいと思っております。

あと、丹生ダムの関係でございますけれども、京都府と致しましては、異常渇水時の緊急水の補給という観点の項目が深く関係するわけでございますけれども、本日の事務局よりお示しして頂いた評価に関しましては、京都府の意向等も踏まえているということで、その方向で異存はないというふうに思っております。そして、これらの結果等を踏まえまして、引き続き検証の作業、手続、そういったものを進めて頂きますとともに、今後どのような対応をしていくのかということにつきましても、引き続き事務局ともよく相

談、調整させていただきながら取り組んで参りたいと思っております。

引き続き、円滑な調整等をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○近畿地方整備局長

ありがとうございました。兵庫県さん、いかがでしょうか。

○兵庫県知事代理

兵庫県でございます。今日は井戸知事、所要のため来られなくなりまして申し分けございません。

兵庫県としても琵琶湖の水を利用させて頂いております、それから丹生ダムのこの事業の経緯等、いろいろお話ありましたけれども、その点についても十分理解しているつもりでございます。その点については感謝致したいと思います。

今日ご提示頂いた、丹生ダムについての総合的評価についての意見でありますけれども、やはりそうは言いながら近年の水需要の動向等を踏まえますと、やはり渇水対策容量を確保する緊急性というのは低いと言わざるを得ないというように県としては考えておりました、その他の目的別での評価とあわせて考えますと、本日ご提示頂いた内容は妥当な提案でなかったのではないかと考えております。

それから、今日も市長さん、それから〇〇知事さんからもお話がございましたが、これまでの事業の経緯等を踏まえますと、ダムが中止となった場合の治水対策の代替措置等につきましても、やはり引き続き国が主体的に関与して対処をされることが、本県としても望ましいのではないかと考えているところでございます。

また、あともう一点でございますけれども、今日、大体大きな方向としては示されたのではないかと考えておりますので、出来るだけ速やかにダム中止であるということであればこの方針を決定して頂いて、早期に検証が終了するように一層のご尽力を頂けたらというように思っています。

以上です。

○近畿地方整備局長

ありがとうございました。そのほかご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議論を整理させていただきます。

冒頭にもご説明致しましたとおり、丹生ダム建設事業は昭和43年に調査を開始し、昭和63年に建設事業に着手、その後、平成6年に事業は水資源開発公団に承継されまして、

付替道路等の工事が進められて参りました。ダム建設事業に対して、当初より地元の根強い反対などもございましたが、苦渋の決断の下で受け入れて頂いた地元と、それから平成5年に損失補償基準を妥結致しまして、平成8年には水没家屋等の全ての移転が完了致しました。このように、丹生ダム建設事業は地域の方々の苦渋の決断の下で進められてきた重い歴史的な経緯がございます。

その後、平成21年の「淀川水系における水資源開発基本計画」におきまして、利水者の意向に基づいて整備目的から利水がなくなり、丹生ダム建設事業の淀川流域にまたがる広域的な整備目的は、異常渇水時の緊急水の補給のみとなったところでございます。

今回のダム検証では、河川整備計画相当の目標を前提として検討を行って参りました。その結果、洪水調節、それから流水の正常な機能の維持の目的では、ダム案が有利とはならず、一方で異常渇水時の緊急水の補給の目的ではダム案が最も有利な案となりました。しかしながら、異常渇水時の緊急水の補給の目的につきましても、水需要に関する社会経済情勢の変化がございまして、渇水調整や節水等により、当面の対応は可能であるなど、目的そのものの緊急性が低いとのご意見を関係府県から頂きました。従いまして、異常渇水時の緊急水の補給の目的だけの評価をもちまして、総合的な評価として、「『ダム建設を含む案』が有利である」とすることは極めて困難でした。

仮にダムが中止になった場合、姉川・高時川の河川改修や地元への対応をどのようにするのかということについて懸念されるご意見を、地元長浜市長さんより頂いたところでございます。この件につきましては、滋賀県知事さんや私よりお話しさせて頂いたとおりでございます。

本日の議論も踏まえまして、検討の場でのご意見は、本日の事務局提案の「『ダム建設を含む案』は有利ではない」という総合的な評価はやむを得ないものであると、検討主体としては受け止めさせて頂きたいと考えております。

本日は、構成員の皆様より貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。この総合的な評価によりまして、現時点で中止が決定したわけではございませんが、検討主体としては、このような状況を念頭に置いた上で、今後の対応を進めていくことになるかと考えております。会議中に頂きましたご意見のように、長年にわたり丹生ダム建設事業に関わり、ご苦勞頂いた地元の方々には、丁寧にご説明し、十分にお話をお伺いしていく必要があると考えております。整備局及び水資源機構と致しましては、最大限の努力をして参ります。構成員の皆様におかれましてもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、ダム検証の今後の手続につきまして、河川部長より説明致します。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、資料に戻って頂きまして、お手元の資料の一番最後でございます。参考資料6というA4の小さな紙でございますけれども、フロー図がございます。資料の一番最後に付いてございます。これで、今後の手続についてご説明をさせていただきます。

この図の左側の真ん中ほどに囲ってある本日の、検証対象ダムの総合的な評価ということで、今ほど意見を頂いたところでございます。

今後でございます。まず、関係住民の方、あるいは学識経験を有する者、関係利水者、関係地方公共団体の長、これらの方々のご意見をお伺いした上で、この対応方針の案をまとめて参ります。

続きまして、このフローの右側でございますように、私ども整備局の事業評価監視委員会、こちらのご意見を踏まえて、対応方針（案）というものを決定させて頂き、それを国土交通省の本省のほうに報告させていただきます。最終的な対応方針は本省においてなされると、そういうような手続になるということでございます。

以上で、今後の手続のご説明を終わらせて頂きます。

○近畿地方整備局長

ただいまの説明のように、検証の結果を出していく上で手続が続きますので、構成員の皆様におかれましても引き続きご協力頂きますよう、よろしくお願い致します。

最後に〇〇理事長、お願い致します。

○水資源機構 理事長

水資源機構でございますけれども、水資源機構と致しましては建設省から丹生ダム建設事業を引き継ぎまして、地元の皆様にご理解頂き、また、大変なご苦勞をおかけしながら、用地交渉を初め、工事用道路、付替道路等の工事を進めて参りました。また、その一方で、近年ではダム建設の方向性が明確でない状況が長く続きまして、地元の皆様に心勞をおかけしてきたところでございます。

今日の検討の場におきまして、総合的な評価が「『ダム建設を含む案』は有利ではない」となったことを重く受け止めまして、水資源機構と致しましても、長年にわたりご苦勞をおかけしてきた地元の方々のお話を十分に聞かせて頂きまして、近畿地方整備局とともに、今後の対応に最大限努力して参りたいと考えております。

関係者の皆様には、引き続きご指導・ご協力をお願い致します。ありがとうございました。

た。

○近畿地方整備局長

以上をもちまして、本日の議事は終了させていただきます。議事進行にご協力賜りましてありがとうございました。

それではマイクを事務局に返します。

閉 会

○近畿地方整備局 河川部 河川調査官

本日は、誠にありがとうございました。幹事の皆様におかれましては、本日までの検討結果をとりまとめた報告書（素案）を後日ご確認くださいので、よろしくお願い致します。

それでは、これにて第1回丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場、及び第5回幹事会を閉会致します。本日は長い時間にわたりましてどうもありがとうございました。

[午後 4時32分 閉会]